住所　群馬県伊勢崎市境伊与久1936番地
　アケミ・ヤカビ・フレイレ　昭和63年８月６日生
　リョウ・ヤカビ・フレイレ　平成18年７月22日生
住所　広島県安芸郡海田町蟹原２丁目９番55号
　フィン・クァン・ヒェン　昭和26年11月30日生
　トルオン・ティ・ガー　昭和35年３月25日生
住所　滋賀県野洲市冨波乙665番地１
　ツェリンディキ・レジョーツァン　昭和48年11月14日生
住所　横浜市中区海岸通５丁目25番地２
　全英樹　昭和56年４月16日生
住所　神奈川県大和市福田４丁目２番地４
　モニカ・シルヴェイラ・アヴィラ・オオタ　昭和39年１月16日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町中津677番地３
　ヒリザベス・アケミ・キャン・コハシガワ　昭和63年10月４日生
住所　神奈川県相模原市南区相模大野６丁目23番７―404号
　雲静　昭和54年１月13日生
住所　横浜市神奈川区神大寺４丁目32番１―505号
　崔吮旭　昭和45年11月３日生
住所　埼玉県川越市大字今泉124番地１
　ウィンジリーン・ヴィリアクルーズ・ヒライバ　平成４年４月23日生
住所　東京都板橋区宮本町63番10―902号
　キン・ラ・ミィン　昭和41年１月２日生
住所　愛知県知多郡東浦町大字藤江字須賀114番地２
　尹仁玉　昭和42年９月25日生
住所　愛知県一宮市花池４丁目19番４―110号
　姜榮子　昭和23年７月15日生
住所　愛知県豊田市小坂本町３丁目123番地
　權美惠　昭和53年８月23日生
住所　愛知県春日井市大留町５丁目11番地４
　梁敬子　昭和53年９月17日生
住所　名古屋市北区西味鋺４丁目557番地
　張吉美　昭和31年９月23日生
住所　名古屋市港区錦町26番24号
　田綾乃　平成３年11月20日生
住所　ぬくたまち市浦和区東岸町１番28号
　權弓美　昭和54年12月13日生
住所　横浜市瀬谷区二ツ橋町117番地
　金哲錫　昭和51年12月２日生
住所　横浜市栄区公田町178番地
　趙京濟　昭和47年２月９日生
住所　横浜市港南区上永谷４丁目４番48号
　裴恒助　昭和15年６月19日生
住所　横浜市磯子区氷取沢町204番地７
　具明子　昭和23年８月26日生
　朴成浩　昭和50年６月26日生
　朴美樹　昭和51年11月14日生
　朴智里　昭和53年８月18日生
住所　神奈川県鎌倉市材木座２丁目３番６号
　金景姫　昭和33年９月24日生
住所　川崎市高津区久末386番地１
　朴澄子　昭和29年６月29日生
住所　神奈川県足柄上郡開成町延沢2509番地４
　閔政信　昭和43年９月９日生
住所　広島県福山市南松永町３丁目８番７号
　李英珍　昭和24年２月25日生
　李相培　昭和49年６月24日生
住所　東京都大田区大森西１丁目４番８―４号
　吳寿慶　昭和52年12月11日生
住所　福井県小浜市金屋第60号２番地１
　朴春香　昭和54年６月８日生
　金將輝　平成13年10月７日生
　金莉沙　平成15年６月11日生
住所　神戸市長田区西代通２丁目４番３号
　文泰智　昭和28年７月31日生
　李和枝　昭和32年10月24日生
　文英準　昭和62年２月20日生
　文英**造**　昭和63年10月12日生
　文英譓　平成２年６月15日生
住所　兵庫県姫路市豊沢町217番地
　李日出　昭和５年５月10日生
　金明美　昭和27年４月１日生
住所　岡山県倉敷市連島町矢柄5929番地13
　許外凰　昭和16年４月10日生
住所　岡山県倉敷市連島町矢柄5929番地13
　卞甲伊　昭和40年２月16日生

○法務省告示第三百三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第二項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月十三日

法務大臣　滝　実

認証紛争解決事業者の名称
　熊本県弁護士会
変更前の住所
　熊本県熊本市中央区呉井六丁目三十八番十五号
変更後の住所
　熊本県熊本市中央区呉井六丁目三十八番十五号
変更年月日
　平成二十四年四月一日

○法務省告示第三百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十三日　法務大臣　滝　実

第二号イの表テックビルド株式会社の項中「東京都港区港南二丁目十二番二十六号」を「東京都品川区南大井六丁目十六番十六号」に改める。

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社佐々木鉄筋工業	地宮城県加美郡加美町下多田川字鳥谷六十五番の二	鉄筋施工
ゴトウ工業株式会社	五神奈川県横浜市都筑区東方町字耕地三百八十番一	溶接
七福工業株式会社	神奈川県相模原市緑区長竹二百二十四番地二	鉄工
有限会社アカホリ部品	静岡県掛川市菊浜百三十八番地の一	塗装
豊田精工株式会社	静岡県掛川市本郷二百五十五番地	機械加工
株式会社ナガノ	七鹿児島県志布志市志布志町安楽二千七百六十番地四	とび

○法務省告示第三百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十三日　法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

和田山精機株式会社	兵庫県朝来市和田山町寺内三百九十四番地	機械加工

○法務省告示第三百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十三日　法務大臣　滝　実

第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十三日　法務大臣　滝　実

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日」を「平成二十四年十月十七日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十七日から施行する。